

議案第 180 号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改め、同条第 2 号中「375,500 円と 5 円 2 銭」を「386,500 円と 5 円 18 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改め、同条第 2 号中「262,530 円と 27 円 50 銭」を「270,655 円と 28 円 35 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における公費負担の限度額が改定されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改定するため、この条例を制定するものである。